

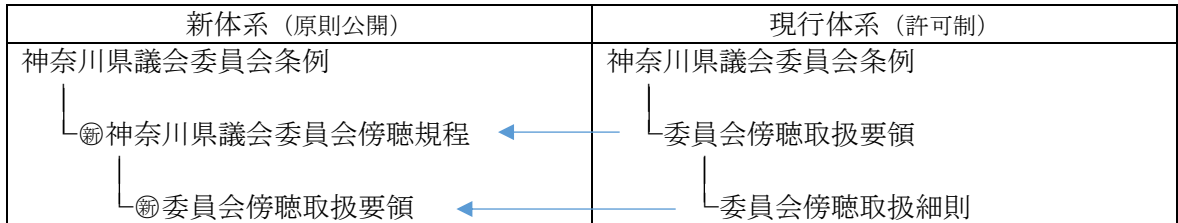
# 委員会条例の一部改正に伴う委員会傍聴に関する規程等の整備について

## 1 趣旨

改正委員会条例第17条第3項に基づき、委員会の傍聴に関し必要な事項を、「神奈川県議会委員会傍聴規程」(以下「傍聴規程」という。)及び「委員会傍聴取扱要領」として定める。

なお、これに伴い、現行の委員会傍聴取扱要領及び委員会傍聴取扱細則は廃止する。

[参 考]



## 2 傍聴規程について

現行の「委員会傍聴取扱要領」の内容に次の改正を加え、神奈川県議会傍聴規則に倣った条文構成に見直した上で、新たに規程として整備する。

### (1) 委員会の原則公開に対応するためのもの

- ア 常任委員会及び特別委員会に加え、議会運営委員会も対象とする。(第1条)
- イ 一般席の傍聴は原則先着順とし、委員会開会30分前までに定員を超過した場合は、急遽開催等を除き、抽選により決定する旨を定める。(第5条第1項及び同条第2項)
- ウ 同一日に複数の委員会を傍聴する場合の取扱いを定める。(第5条第4項)
- エ 秩序保持のため緊急を要する場合は直ちに傍聴人を退場させることができる旨を加える。(第10条)
- オ その他必要な事項は、議長が別に定めることとする。(第12条)

### (2) これまでの取扱いを明確にするためのもの

- ア 傍聴席の区分(一般席及び記者席)を設け、県政記者は随時傍聴できる旨を加える。(第2条)
- イ 県政記者は、取材のためのパーソナルコンピュータ、タブレット型端末及び録音機の類を記者席に持ち込めることを加える。(第6条第2項)
- ウ 議会報告会に伴い開催される委員会は、県庁舎外で行われるため、傍聴席、定員、傍聴券の交付方法等に関する規定を適用しないことを加える。(第11条)

## 3 委員会傍聴取扱要領について

現行の「委員会傍聴取扱細則」の内容に、次の改正を加え、新たに要領として整備する。

- ア 受付時間を委員会開会日の午前8時30分から閉会までに変更する。(2(1))
- イ 傍聴申出書の提出を傍聴申込者名簿への住所及び氏名の記入に変更する。(2(2))

## 4 施行日について

改正委員会条例の施行に合わせるものとする。

## 神奈川県議会委員会傍聴規程（案）

### （趣旨）

**第1条** この規程は、神奈川県議会委員会条例（昭和31年神奈川県条例第20号）第17条第3項の規定に基づき、神奈川県議会委員会条例で定める委員会（以下「委員会」という。）の傍聴（神奈川県議会議員を除く。）に関し必要な事項を定めるものとする。

### （傍聴席の区分等）

**第2条** 傍聴席は、一般席及び記者席に分ける。

- 2 記者席は、神奈川県政記者クラブに所属する報道機関の記者（以下「県政記者」という。）の席とし、原則として、随時傍聴できるものとする。
- 3 一般席は、前項に掲げる者以外の者の席とする。

### （一般席の定員）

**第3条** 一般席の定員は、16名とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、委員会は、必要があると認めるときは、一般席の定員を変更することができる。

### （傍聴券等の着用）

**第4条** 委員会を傍聴しようとする者は、傍聴券又は傍聴記章（神奈川県議会傍聴規則第7条第1項の規定により貸与されたもの。）を係員が確認できる部分に常時着用しなければならない。

### （傍聴券）

**第5条** 傍聴券は、定員の範囲内において、傍聴しようとする者の数に応じて、委員会ごとに先着順により交付する。ただし、委員会開会の30分前までに、傍聴しようとする者が第3条に規定する定員の数を超えた場合は、抽選により傍聴できる者を決定し、交付する。

- 2 前項ただし書の規定にかかわらず、委員会を急遽開催するなど、委員会開会の30分前に抽選を行うことが困難と認められる場合は、抽選によらず、先着順により交付するものとする。
- 3 傍聴券は、発行当日に限り有効とする。
- 4 同じ日に2つ以上の委員会の傍聴をしようとする者は、委員会ごとに傍聴券の交付を受けなければならない。ただし、先に傍聴した委員会の傍聴券を返還した後でなければ、

新たな傍聴券の交付は受けられないものとする。

**(傍聴することができない者)**

**第6条** 次の者は、傍聴することができない。

- (1) 銃器、棒その他人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者
- (2) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕、かさの類を携帯している者
- (3) はち巻き、腕章、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者
- (4) ラジオ、拡声器、無線機（携帯電話機を除く。）、防犯ブザー、パーソナルコンピュータ、タブレット型端末、録音機、ビデオカメラ、写真機、双眼鏡の類を携帯している者。ただし、撮影又は録音等を行うことにつき、第8条ただし書の規定により委員会の許可を得た者は除く。
- (5) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を携帯している者
- (6) 酒気を帯びていると認められる者
- (7) その他議事を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると明らかに認められる者

2 前項の規定にかかわらず、県政記者は、取材のためのパーソナルコンピュータ、タブレット型端末及び録音機の類を記者席に持ち込むことができる。

**(傍聴人の守るべき事項)**

**第7条** 傍聴人は、傍聴席においては次の事項を守らなければならない。

- (1) 委員会における言論に対して可否を表明し、又は拍手をしないこと。
- (2) 談話し、歌を歌い、大声で笑いその他騒ぎ立てないこと。
- (3) 帽子、コート、マフラーなどを着用しないこと。ただし、病気その他正当な理由がある場合は、この限りでない。
- (4) 携帯電話機については、使用できないよう電源を切ること。
- (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (6) みだりに席を離れないこと。
- (7) 不体裁な行為又は他人の迷惑となるような行為をしないこと。
- (8) その他委員会の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。

(写真、映画、テレビ等の撮影及び録音等の禁止)

第8条 傍聴人は、傍聴席において、写真、映画、テレビ等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、委員会の許可を得た場合は、この限りではない。

(係員の指示)

第9条 傍聴人は、全て係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第10条 委員長は、傍聴人がこの規程に違反したときは、これを制止し、その命令に従わないときは、傍聴人に退室を命ずることができる。ただし、秩序保持のために緊急を要する場合は、直ちに退室を命ずることができる。

2 前項の規定により退室を命ぜられた者は、直ちに傍聴券を係員に返還して退室しなければならない。

(特例)

第11条 神奈川県議会基本条例第12条第2項に規定する報告会の開催に伴い招集される委員会においては、第2条から第5条まで及び第8条の規定は適用しない。

(補則)

第12条 この規程に定めるもののほか、傍聴に関して必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

## 委員会傍聴取扱要領（案）

### 1 趣旨

この要領は、神奈川県委員会傍聴規程（以下「規程」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

### 2 委員会開催日における受付等

#### (1) 傍聴の受付場所及び受付時間

傍聴の受付は、県庁新庁舎 5 階の議会局において、午前 8 時 30 分から委員会閉会まで行う。

#### (2) 受付方法

傍聴しようとする者は、傍聴を希望する委員会ごとに別に定める傍聴申込者名簿（別記様式）（以下「名簿」という。）に住所及び氏名を記入する。この場合において、委員会開会の 30 分前に、当該委員会における名簿に記入された者が規程第 3 条に規定する定員に達しない場合又は抽選を行うことが困難と認められる場合は、当該定員に達するまで、先着順に傍聴できるものとする。

#### (3) 定員を超えた場合の傍聴人の決定

委員会開会の 30 分前において、当該傍聴を希望する委員会における名簿に記入された者が規程第 3 条に規定する定員を超えた場合は、抽選により傍聴できる者を決定する。

#### (4) 傍聴しようとする者等の待機場所

傍聴しようとする者及び傍聴人は、名簿に所定の事項を記入した後、委員会開会までの間、県庁新庁舎 8 階の傍聴者控室において待機するものとする。

### 3 抽選の順番等

(1) 抽選の順番は、名簿に記入した順番とする。

(2) 抽選は、県庁新庁舎 8 階の傍聴者控室において行う。

### 4 会議室の秩序保持

(1) 書記は、傍聴人に対し、傍聴に当たり、守るべき事項について、あらかじめ別紙 1 により説明の上、当該守るべき事項に違反した場合は、退室を命ぜられることがあることを説明する。

(2) 規程第 11 条による委員長の制止に傍聴人が従わない場合は、書記は委員長の命令

を受け、適切な措置を講じる。

- (3) 保安員は、委員会の開催状況を把握しつつ、不測の事態が生じた場合、書記と十分連携を図り、的確に対応する。

## 5 傍聴人への資料提供

- (1) 委員会資料及び委員会報告資料は、傍聴人に貸与する。
- (2) 前項に定める資料のほか、常任委員会については別紙2を例とする審査日程及び審査案件一覧表を、特別委員会については別紙3を例とする傍聴当日の調査項目を記載した資料及び委員席を示した委員想定席図を、併せて配布する。
- (3) (1) 及び (2) の資料は、傍聴席において、貸与又は配布するものとする。

## 6 傍聴券等の返却

傍聴人は、傍聴終了後、傍聴券及び貸与された資料を係員に返却する。

### 附 則

この要領は、平成 年 月 日から施行する。

様式 (略)

別紙 1～3 (略)